

登山者位置検知システムの利用モデル評価会に関する開催要綱

1 名 称

この評価会は、「登山者位置検知システムの利用モデル評価会」と称する。

2 目 的

本会は、平成28年8月に制度化された登山者位置検知システムが、携帯電話のつながらない環境での有用性を検証・評価するとともに、山岳遭難等時における救助機関等（利用者の立場）からの視点により、機能、性能、操作性等を検証・評価することを目的として開催する。

3 評価事項

上記の目的を達成するため、次に掲げる項目について富山県立山において実証試験を行う。

- (1) 遭難者からの通報（GPS 位置情報）が、山小屋の検知者端末の地図上に正しく表示されるかどうかを検証・評価
- (2) 遭難者が自ら操作できない場合、救助隊等の検知者端末からの送信要求コマンドにより登山者端末が起動し、その通報（GPS 位置情報）が、救助隊等の検知者端末の地図上に正しく表示されるかどうかを検証・評価
- (3) 製造者が相違する登山者端末を使用して、その通報（GPS 位置情報）が同一の検知者端末の地図上に正しく位置を表示できるかを検証・評価
- (4) 山岳遭難等時における救助機関等（利用者の立場）からの視点により、機能、性能、操作性等を検証・評価
- (5) その他、本会において必要と認められる事項の検討等

4 構成員等

- (1) 本会は、北陸総合通信局長の評価会として開催する。
- (2) 本会の構成員及び特別顧問は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により定める。
- (5) 座長は、本会を招集し主宰する。
- (6) 本会は、必要に応じて外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、上記のほか、本会の運営に必要な事項を定める。
- (8) 特別顧問は、本会において必要に応じて助言を行う。

5 開催期間等

平成28年9月から平成29年3月までの期間とする。また、座長は評価会が終了したときは、その結果を平成29年3月31日までに北陸総合通信局長に報告する。

6 庶務

本会の庶務は、北陸総合通信局無線通信部企画調整課及び富山県立大学とする。